

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員に対して「いじめ理解度チェックテスト」を実施した。	引き続き全教職員に対して「いじめ理解度チェック」を実施している。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	実施した。	引き続き定期的に開催している。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	計画通り実施した。	学生主事より教職員会議の場にて実施するとともに、国立高専機構が制作したコンテンツを活用していく。	2023年2月15日
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	教職員会議において周知した。	引き続き教職員会議の場において周知する。	2023年2月15日
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	全教職員対象の年度当初学生委員会において周知した。	引き続き年度当初に定期周知を行う。	2022年4月4日
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員会議において周知した。	いじめに限らず、学生の様子が気になる場合は、「学生支援室」への情報提供や学科内及び学年団での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	教職員会議において周知している。調査については規程に定めている。	引き続き教職員会議の場において周知する。	2023年2月15日
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	ユーザー指定、パスワード設定のうえ、Teams及び学内ネットワーク内フォルダで共有している。	引き続き情報共有を行っている。	—
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	委員会において検証し、次年度計画に反映した。	年度中間及び年度末に点検を実施し、必要に応じ、次年度計画に反映する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	6,10,12,2月に計画通り実施した。	アンケートの設問を見直し実施した。	令和4年11月
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラー（非常勤）は、構成員とはしていないが、必要に応じて委員会等に参加頂く規程となっている。	スクールカウンセラー（非常勤）を委員会の正式な構成員とし、教職員間の情報共有体制を強化する。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	年2回の理解度テストを実施している。	引き続き実施率上昇に努め、回答内容についても検証していく。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	実施している。	引き続き実施している。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	ピア・サポーター制度の構築に向けて、まずはスクールカウンセラーによる学生向けの研修を計画している。	引き続き学生向けの研修を実施した。	2022年6月15日
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HP掲載のほか、オリエンテーション、学生便覧により周知した。	引き続き実施している。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	している。	引き続き実施している。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議と連携協力体制を築いている。	引き続き外部有識者が出席する「運営諮問会議」と連携教育体制を築いていく。	2023年3月11日
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	できています。	本校と警察と締結している「学校警察連絡制度」に関する協定書に基づき、引き続き警察との連携協力体制を築いていく。	—